

令和8年度ケアマネ支援センター設置事業企画提案書作成要領

(令和8年2月20日)

この「企画提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)は、岩手県が実施する「令和8年度ケアマネ支援センター設置業務委託」(以下「委託」という。)に関し、企画提案に参加しようとする者(以下「参加者」という。)が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料1「企画提案実施要領」及び資料2「委託仕様書」を確認の上、本作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案書

(1) 様式

様式5、様式6及び様式7とする。

(2) 盛り込むべき内容

資料2「委託仕様書」に示す内容や項目を参考に、具体的な業務内容など、提案する内容とそれに付随する事項を全て盛り込んで作成すること。

2 費用積算内訳書

(1) 様式

様式8とする。

(2) 盛り込むべき内容

本業務の実施に要するそれぞれの経費の内訳を明らかにすること。なお、本業務に係る費用の総額は、資料1「企画提案実施要領」の「2 業務内容」(4) 予算額の上限額を超えないこと。

(3) 積算額

費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

3 定款または会則及び最新の総会議事録

3 企画提案書等の提出部数

企画提案書 正本 1部

副本 1部

なお、企画提案書表紙〔様式5〕については、押印した原本及び写し1部を提出すること。

4 その他留意事項

- (1) 提案は全て提案書に記載すること。
- (2) 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。
- (3) 提案に当たっては、原則として、「1 企画提案書」に定める様式によること。ただし、必要記載事項が明記されていれば任意の様式によることも認める。